

第5回 静岡県道路技術審議会 会議録

日時	平成26年8月5日(火) 15:00~16:35
場所	静岡中央ビル5階 第2・第3会議室
出席者 職・氏名	<p>会長 兵藤 哲朗(東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授)</p> <p>委員 青山 佳世(フリーアナウンサー) 海野 俊也((株)静岡新聞社政治部長兼論説委員) 小野寺郷子(しずおかNPO市民会議代表) 岸 昭雄(静岡県立大学経営情報学部経営情報学科講師) 杉 雅俊(一般社団法人静岡県商工会議所連合会専務理事兼事務局長) 曾根 修一(一般社団法人静岡県トラック協会専務理事) 高木 敦子((有)アムズ環境デザイン研究所代表取締役) 仁科喜世志(静岡県議会議員建設委員会委員長) 森川 博邦(国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長) 四方田雅史(静岡文化芸術大学文化政策学部文化政策学科 准教授)</p> <p>事務局 野知交通基盤部長、平野道路局長、井ノ口道路企画課長、原道路整備課長 他</p>
議題	<p>(1) 横断歩道橋のあり方について</p> <p>(2) 静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則改正について</p> <p>(3) その他(県の取組等の紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラウンドアバウトに関する静岡県の検討状況について</li> <li>・静岡県道路メンテナンス会議について</li> </ul>
配付資料	<p>次第、委員名簿、座席表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 横断歩道橋のあり方</li> <li>・資料1-2 横断歩道橋の撤去に関する手引き(案)</li> <li>・資料1-3 既設横断歩道橋の現況調査結果一覧</li> <li>・資料2 静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則の一部改正</li> <li>・資料2-2 静岡県規則第42号</li> <li>・資料3-1 ラウンドアバウトに関する静岡県の検討状況</li> <li>・資料3-2 静岡県道路メンテナンス会議</li> <li>・参考資料1 審議会の概要</li> <li>・参考資料2 平成26年度 静岡県の道路事業概要</li> <li>・参考資料3 富士山マイカー規制</li> <li>・参考資料4 新東名高速道路開通から2年</li> <li>・参考資料5 東駿河湾環状道路開通後の交通状況および整備効果</li> <li>・参考資料6 伊豆縦貫自動車道(天城北道路)の開通見通し</li> </ul>

(開会)

(兵藤会長挨拶)

では、議題1の横断歩道橋のあり方について、事務局から説明をお願いします。

(1) 横断歩道橋のあり方について [事務局から、資料1・資料1-2・資料1-3により説明]

(兵藤会長)

この件については、これまでの審議会で議論してきており、その結果として、手引き(案)がまとめられた。質問や意見があればお願いしたい。

(静岡県警)

代替横断施設の確保として、横断歩道や信号機を新設するケースが記載されているが、予算状況や道路状況などの制約があり、直ちに設置できない場合がある。

手引き(案)の記載内容では、横断歩道橋を撤去する場合に、横断歩道や信号機が設置できるものと誤解されるおそれがある。

横断歩道や信号機設置以外の代替機能についても、検討をお願いしたい。

(事務局)

道路管理者による判定では、現状で、横断歩道橋と横断歩道や信号機が併設されているか確認する。道路管理者が横断歩道や信号機の設置を決定することはできないので、まずは、現状の確認結果を踏まえた上で判断し、その後、横断歩道や信号機の設置が可能であるか、公安委員会と協議を行う流れとしている。

(四方田委員)

代替横断施設の確保については、地元・関係機関との協議の前に、道路管理者が公安委員会と協議して、横断歩道や信号機の設置ができるか判断することになるのか。

(事務局)

地元・関係機関との協議に先立ち、代替施設や代替機能の有無について事前に把握しておく必要があることから、道路管理者による判定項目に代替横断施設の確保を加えている。

道路管理者による判定では、主に、現状における代替施設の有無を判断することになる。

(兵藤会長)

いずれにせよ、地元・関係機関との協議段階で公安委員会も交えて協議する手順となっている。

(小野寺委員)

横断歩道橋の目的は歩行者の安全確保であり、高齢化の視点も重要だと思うが、歩いたり自転車に

乗ったりする環境には、健康寿命が影響を及ぼしていると思う。今後の静岡県の道路を考えていく上でも、高齢化の視点だけでなく、健康寿命の視点を記載内容に加えたらどうか。

**(兵藤会長)**

最近は、交通の計画の中でも健康について考えている。

例えば、「バリアフリーを進めて、より安全に外出できる環境をつくり、健康増進を図っていく。」などの記載が考えられるのではないか。

**(仁科委員)**

撤去事例にある平井横断歩道橋の撤去後の状況について、地元利用者としての感想を交えながら話をさせていただく。

ここは熱函道路を跨ぐ横断歩道橋で、撤去は平成16年度、その後の平成17年7月に函南町役場で実施した調査結果では、自動車交通量、横断歩行者交通量ともに増えたが、横断歩道橋が撤去されたことに伴い、信号機と横断歩道が設置されたことで、車椅子でも横断できる環境となり、人の流れ、車の流れも非常にスムーズになった。変則的な交差点だが、地元では利便性の向上を実感しており、景観面も非常によくなった。

**(兵藤会長)**

環境や景観を良くするという内容は手引き（案）に記載されているか。

**(事務局)**

その他確認事項として、景観上の課題、環境・衛生面の課題について考慮している。

**(兵藤会長)**

一文付け加えるとすると、「撤去による景観面の向上の可能性についても考慮する」といった内容が考えられる。

**(青山委員)**

2点ある。

1点目は、横断歩道橋の撤去にあたり、横断歩道や信号機の設置をすぐには担保できないかもしれないとのことだったが、地元や関係機関との協議が行われて、調整がつかなかった場合には、老朽化した施設が残ってしまうということになる。どこかで折り合いをつけて、落とし所を考えていくことになるのかと思うが、そのあたりの見通しについて伺いたい。

2点目は、県内には県管理の横断歩道橋以外にも、国管理や市町管理の横断歩道橋が数多くあり、住民からすれば管理者が誰であるかは関係がない。まずは、県がリーダーシップをもって、県の管理施設で取り組み、他の管理者へのモデルとなるようなアプローチをして、安全・安心な環境の確保を進めていただきたい。

**(事務局)**

1点目については、関係者の皆さんとの合意形成が基本であると考えている。協議の結果、撤去したけど、やはり必要だったとならないよう、将来計画や周辺の道路計画なども含めて考えていきたい。

2点目については、静岡県の基本方針として手引きを公表して、広く示していきたい。

**(小野寺委員)**

防災計画上の位置付けについて、緊急輸送路と緊急輸送ルート指定のほか、避難路や避難施設利用などの調査も実施しているのか。調査結果は公表するのか。

**(事務局)**

避難経路上に横断歩道橋が位置しているか調査している。

調査結果については、公表するとデータが独り歩きするおそれがあること、今後、計画が変更される可能性もあることから、公表は予定していない。

**(兵藤会長)**

本日いただいた御指摘を踏まえて、事務局及び会長預かりで、修正したものを適切な段階で公表していくということで委員の皆様のご合意を取り付けたい。

よろしいでしょうか。

それでは、公表に向けて次のステップに進めていくので、よろしくお願ひしたい。

**(兵藤会長)**

続いて、議題2の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

**(2) 静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則改正について**

[事務局から、資料2・資料2-2により説明]

**(兵藤会長)**

質問があればお願ひしたい。

**(海野委員)**

標識番号が変わることで、何か困ることがあるのか。

**(事務局)**

おそらく、行政上の整理でしか使わない。

**(兵藤会長)**

ラウンドアバウトの標識はすでに決まっているのか。

(事務局)

ラウンドアバウトの標識デザインは決まっており、道路交通法改正に合わせて適用される。

(杉委員)

標識番号以外は変わっていないのか。

(事務局)

規則改正では、標識番号と、英語表示の変更に伴い一部のデザインが変更している。

(兵藤会長)

それでは、議題3のその他（県の取組等の紹介）について、事務局から説明をお願いします。

(3) その他（県の取組等の紹介）[事務局から、資料3-1、資料3-2により説明]

(兵藤会長)

質問があればお願いしたい。

[資料3-1 ラウンドアバウトに関する静岡県の検討状況について]

(杉委員)

ラウンドアバウト導入によるデメリットはないのか。

(事務局)

交通量が多い交差点は不向きであり、渋滞対策にはならない。高齢者などは通行方法に戸惑うことが想定される。

(兵藤会長)

自転車通行の問題はないか。

(事務局)

自転車がどこを通行するのか議論が進められているが、車道中央部を通行することになりそうだと聞いており、安全性などが心配される。

(海野委員)

どこを走行するのかわかりにくい。通勤路など日常的に利用している場合はよいが、戸惑うことが多いのではないか。

[資料3-2 静岡県道路メンテナンス会議について]

(海野委員)

トンネルも対象施設になっているのか。

(事務局)

トンネルは、全ての市町が管理しているわけではないが、重要な構造物であり対象施設である。

(海野委員)

一括発注は、点検調査が対象となるのか。

(事務局)

まずは点検調査を実施する。将来的には、補修工事の実施体制なども検討していく。

(海野委員)

予算は各市町が支出して、県が一括発注する仕組みなのか。

(事務局)

各管理者が費用負担する仕組みである。

(兵藤会長)

その他、特になければ、以上で第5回静岡県道路技術審議会の議事を終了する。

(閉会)